

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」への意見

#### 質問 について

意見	理由
同意できません	<p>取得時点で価値のある有価証券を、その時点の公正価値で購入している取引である以上、報酬としての性格は無い。その後、業績が向上し、株価が上昇してキャピタルゲインを得られる状態になったとしても、それは新株予約権を有償で取得したリスクテイクに対して発生する利益であり、株式を取得する行為と何ら変わりはない。あらたに報酬を与えているものとは考えられない。</p> <p>また、権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業は、現金を対価として付与する新株予約権として位置付けており、一般的に利用されている従業員等に無償で付与されるストック・オプションと別のものとして設定している。労働や業務執行等のサービスの対価として従業員等に給付する意図はなく、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬に該当しないのは定義から明らかである。</p>

#### 質問 について

同意できません	<p>有償ストック・オプションの取得は、株式投資と同等のリスクテイクを伴う投資行動の一環であり、無償で付与されるわけではないので、無償の新株予約権と同等に扱うこと自体がおかしいと考える。</p> <p>そもそも時価で会社と付与者が取引を行うものであり、仮に費用計上するのであれば、契約時点での時価で計上するべきだと考える。</p>
---------	---

#### 質問 について

同意できません	有償で、取得時にリスクを伴う投資である有償新株予約権の取得を、報酬の箇所に記載することには非常に違和感を感じます。
---------	---

#### 質問 について

同意できません	質問1～3の意見にあるとおり、本公開草案に反対ですが、仮に本公開草案が適用されることになった場合を想定しても、適用時期は一定の周知期間を設け、会計上の混乱を防ぐためにも各企業の翌期初からの適用にすべきだと考える。
---------	--

#### 質問 その他意見・質問について

	<p>従業員等に無償で付与する新株予約権と有償でリスクテイクして取得する新株予約権を同等に扱うこと自体が間違っている。当初想定されていなかった権利確定条件付き有償新株予約権を事後的に当初設定の報酬概念に該当すると結論づけようとしていることには無理を感じる。</p> <p>未上場企業の資本政策の柔軟性を奪うことにつながり、新興成長企業の成長支援に悪影響を及ぼすものと懸念している。</p>
--	--